第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

（注記）

1．役員に対する報酬及び退職給付の支給基準は、国立大学法人一橋大学役員給与規程及び国立大学法人一橋大学役員退職手当規程に定めている。

2．教員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人一橋大学職員給与規程及び国立大学法人一橋大学職員退職手当規程に定めている。

3．非常勤教員及び非常勤職員に対する給与の支給基準は、国立大学法人一橋大学パートタイム職員就業規則に定めている。

4．支給人員は、期間内平均支給人員を記載してある。

5．本表の支給額には、法定福利費は含まれていない。

6．人件費の定義は、基本的に「ガイドライン」によることとしている。上表でいう常勤の教職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、非常勤の教職員とは、常勤の教職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の教職員のことである。

7．承継職員等に係る支給額は、上段（　）に内数として記載してある。

12．開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区　　分	大　　学	一 橋 講 堂	小　　計	法 人 共 通	合　　計
業務費用					
業務費	9,855,554,794	379,247	9,855,934,041	—	9,855,934,041
教育経費	1,306,846,495	—	1,306,846,495	—	1,306,846,495
研究経費	850,340,083	—	850,340,083	—	850,340,083
教育研究支援経費	573,790,509	—	573,790,509	—	573,790,509
受託研究費	24,855,464	—	24,855,464	—	24,855,464
受託事業費	238,333,858	—	238,333,858	—	238,333,858
人件費	6,861,388,385	379,247	6,861,767,632	—	6,861,767,632
一般管理費	625,946,485	99,462,637	725,409,122	—	725,409,122
財務費用	4,381,465	—	4,381,465	—	4,381,465
雑損	1,294,030	—	1,294,030	—	1,294,030
小　　計	10,487,176,774	99,841,884	10,587,018,658	—	10,587,018,658
業務収益					
運営費交付金収益	5,172,072,917	—	5,172,072,917	—	5,172,072,917
学生納付金収益	3,505,415,263	—	3,505,415,263	—	3,505,415,263
受託研究等収益	24,855,470	—	24,855,470	—	24,855,470
受託事業等収益	243,962,584	—	243,962,584	—	243,962,584
補助金等収益	386,930,840	—	386,930,840	—	386,930,840
寄附金収益	496,667,238	—	496,667,238	—	496,667,238
施設費収益	59,727,682	—	59,727,682	—	59,727,682
財務収益	354,697	—	354,697	—	354,697
雑益	288,016,358	115,271,573	403,287,931	—	403,287,931
資産見返負債戻入	404,942,136	—	404,942,136	—	404,942,136
小　　計	10,582,945,185	115,271,573	10,698,216,758	—	10,698,216,758
業務損益	95,768,411	15,429,689	111,198,100	—	111,198,100
土地	134,314,674,649	189,835,000	134,504,509,649	—	134,504,509,649
建物	18,718,989,119	72,185,900	18,791,175,019	—	18,791,175,019